

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
交付規程

令和5年5月19日 環技業(5t新)第23051901号  
一般社団法人環境技術普及促進協会 制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業(以下「計画策定事業」という。)及び熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入を行う事業(以下「設備等導入事業」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)交付要綱(令和2年4月1日付け環地温発第20040144号。以下「交付要綱」という。)及び、民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領(令和2年4月1日付け環地温発第20040145号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の5に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくはこの規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
  - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、「計画策定事業」では、1千万円を超えた場合は1千万円とし、「設備等導入事業」では、算出された額が各年度3億円を超えた場合は、3億円を該当する年度の交付額とする
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定め

- る手続によるものとする。
- ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金につい

て、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には協会が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の指導等）

第10条 協会は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び本条第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、この規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業

を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### (実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月9日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

#### (交付決定の解除等)

- 第14条 協会は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
  - 一 補助事業者が、法令等若しくはこの規程に基づく協会の指示等に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補

助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 補助事業者が、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、様式第16による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

- 第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第1項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第1項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。
- 2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第18条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定め

る。

附 則

- 1 この規程は、令和5年5月19日から施行する。

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	(1) 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。
	(2) 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入を行う事業 <sup>※1</sup>	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が各年度3億円を超えた場合は、3億円を該当する年度の交付額とする。

※1 本事業は、脱炭素化が困難である熱分野や寒冷地において、先進的な脱炭素モデルの創出を目的とし、熱利用設備や再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う。



別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
	付帯工事費	一般管理費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

設備費	機械器具費	必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
	業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="858 1933 1334 2072"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業（以下「計画策定事業」という。）及び熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入を行う事業（以下「設備等導入事業」という。）

※本事業において「寒冷地」とは、下記のいずれかの区分に該当する地域をいう。

- ア 寒冷地（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）の別表第10に定める地域区分1又は2の地域）
- イ 低日射地域（建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）において一次エネルギー消費量を算出する際に用いられる年間の日射地域区分において、その区分がA1又はA2となる地域）
- ウ 多雪地域（建築基準法施行令第86条第1項に規定する垂直積雪量が100センチメートル以上に該当する地域）

1 対象事業の要件

熱利用設備又は再エネ発電設備（以下「熱利用設備等」という）を活用し、熱分野・寒冷地での先進的なCO<sub>2</sub>削減モデルを構築するために行う事業で、それぞれにつき下記の要件をすべて満たすこと。

※本事業において「熱利用設備」とは、太陽熱、バイオマス熱などの再生可能エネルギー熱や、地中熱、工場等廃熱等などの未利用熱を活用した設備をいう。

※本事業において「再エネ発電設備」とは、太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー発電設備をいう。

(1) 計画策定事業

- ① 熱利用設備等の導入に関する基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。
- ② 別表第4に掲げる要件を満たす設備に係る計画の策定を行う事業であること。
- ③ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電に関する計画策定を行わないものであること。
- ④ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給に関する計画策定を行わないものであること。
- ⑤ 本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

なお、本計画の策定年度後2年以内に設備導入を完了すること。導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

(2) 設備等導入事業

- ① 熱分野モデル又は寒冷地モデルにおいて、熱利用設備等の導入によりCO<sub>2</sub>削減率が下表のすべての要件を満たすものであること。  
ただし、熱分野モデルについては、利用形態が自営線や熱導管等を活用し、効率的に共有す

る面的利用（複数施設間での利用）に限ること（寒冷地モデルは単独施設でも可）。複数施設であれば、同一敷地内、同一事業者でも可。

対象施設は新設、既設のどちらでも可（但し評価方法は異なる。既設の場合は実績値に対するCO2削減効果、新設の場合は想定条件に対するCO2削減効果により評価を行う）。

CO2削減率 <sup>※1</sup>	熱分野モデル (複数施設 (面的利用))	寒冷地モデル (単独施設でも可)
電力由来CO2以外のCO2排出の削減率	90%以上	-
施設全体のCO2削減率	50%以上	90%以上 <sup>※2</sup>
施設全体のCO2削減量に占める熱利用設備活用によるCO2削減率	50%以上	-

※1 CO2削減率の対象は複数施設の合算値。

※2 現時点で系統電力が整備されていない地域は90%以上の要件は除外する。

② 別表第4に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。

※ 熱分野モデルにおいては熱利用設備の導入を必須とする。

③ 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。

④ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。

⑤ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。

⑥ 本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

⑦ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、別に定める情報について、公表することに同意していること。また、事業終了後に環境省が別途調査等を行う場合があるが、当該調査等に協力を行うことに同意していること。

## 2 補助対象設備

### (1) 計画策定事業

以下(2)で補助対象となる設備

### (2) 設備等導入事業

#### 【熱利用設備】

ア 太陽熱利用設備

イ バイオマス熱利用設備

ウ その他温度差エネルギー利用設備

(地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱等)

エ 未利用熱利用設備、廃熱利用設備

熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

### 【再生可能エネルギー発電設備】

オ 太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備、地熱発電設備等

### 【その他設備】

カ エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等（地中化のための設備含む）

キ 受変電設備

ク 蓄電池

ケ 充放電設備

コ 充電設備

サ 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

※ 車載型蓄電池の補助対象金額は、令和4年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の令和4年度補正予算における補助対象車両・設備の補助金交付額を上限とする。

シ 蓄熱槽

ス EMS（エネルギーマネジメントシステム）

セ ヒートポンプ技術を活用した設備（給湯器・空調等）  
（熱源を一次利用する設備のみ）

## 3 補助金の交付額

- (1) 計画策定事業 補助率 4分の3（上限は1,000万円）
- (2) 設備等導入事業 補助率 3分の2（上限は、各年度3億円）

## 4 補助事業期間

- (1) 計画策定事業 単年度
- (2) 設備等導入事業 3年度以内

## 5 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とする（代表事業者が民間企業の場合、直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とする）。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

## 6 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るこ

と。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

7 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

8 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

別表第4

設備等	補助対象設備要件
1. 再生可能エネルギー熱利用設備	
太陽熱利用	<p>集熱器総面積 <b>10㎡</b> 以上</p> <p>※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小数点以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。</p>
バイオマス熱利用	<p>バイオマス依存率 <b>60%</b> 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A: バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和  B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)  C: 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和  D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※供給熱源が当該バイオマスのみでなく複数ある場合、上記「バイオマス依存率 60%」とは、熱需要先も含めたシステム全体として算定するものとする。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする（ただし、スタートアップ時等のバックアップ熱源は除く。）。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p>
地中熱利用（地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等）	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備等導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>b) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>c) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>d) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上であること（連結方式の場合は、設備全体の合算値）。</p> <p>e) 散水方式又は地下水還元方式でないこと。</p>



<p>温泉熱（温泉付随ガス含む）利用</p>	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a)温泉施設は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>b)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
<p>ヒートポンプ（排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）</p>	<p>上記a)及びb)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>㊦温泉を熱源とする設備であること。</p> <p>㊧加熱又は冷却能力が10kW以上であること。</p>
<p>熱交換器（排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）</p>	<p>上記a)及びb)の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>㊦温泉を熱源とする設備であること。</p>
<p>ボイラー等（ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等）</p>	<p>上記a)及びb)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>㊦原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>㊧温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>㊨補助事業終了までに鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>㊩鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
<p>河川熱利用、海水熱利用、下水熱利用</p>	<p>熱供給能力 <b>0.10 GJ/h (24Mcal/h)</b> 以上</p>
<p>雪氷熱利用</p>	<p>冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。</p>
<p>2. 再生可能エネルギー発電設備</p>	
<p>太陽光発電</p>	<p>パワーコンディショナの最大定格出力の合計が<b>10kW</b>以上であること。</p> <p>積載率（太陽光発電モジュール容量÷パワーコンディショナの最大定格出力）は、<b>1</b>以上であること。</p>
<p>風力発電</p>	<p>発電出力 <b>7500 kW</b> 未満</p>
<p>バイオマス発電 （バイオマスコージェネレーション（電熱供給）含む）</p>	<p>以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a)バイオマス依存率 <b>60%</b> 以上</p> <p>バイオマス依存率= <math display="block">\frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100</math></p> <p>バイオマス依存率= <math display="block">\frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,2,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100</math></p>

	<p>A: バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3...の総和  B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)  C: 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3...の総和  D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>b) 発電出力 <b>10kW</b> 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
水力発電	<p>発電出力 <b>10kW</b> 以上 <b>1,000kW</b> 未満</p> <p>※発電出力 (kW) = 水の流量 (m<sup>3</sup>/s) × 有効落差 (m) × 9.8 (重力加速度) × 水車効率 × 発電機効率</p>
地熱発電 (温泉熱発電)	<p>温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。</p> <p>b) 温泉施設は、温泉法第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>c) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>d) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。</p>
温泉付随可燃性天然ガスコージェネレーション	<p>上記 a)～d) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>ウ) 補助事業終了までに鉱業法に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>エ) 鉱山保安法に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>

3. 工場廃熱等利用設備	
	特になし
4. 温泉供給設備更新時の省エネ設備等	
計画策定事業	以下のすべての要件を満たすものとする。 a) 償却資産登録されていること。ただし、償却資産登録が必要ないものについてはこの限りでない。 b) 現在稼働中の設備の改修であること。
設備等導入事業	以下のすべての要件を満たすものとする。 a) 償却資産登録されていること。ただし、償却資産登録が必要ないものについてはこの限りではない。 b) 現在稼働中の設備の改修であること。 c) 当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果、省CO2効果の説明や環境省のCO2削減効果算出ツールによる試算結果等添付すること。
5. その他の設備	
バイオマス燃料製造	以下のすべての要件を満たすものとする。 a) 再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。 b) 導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。 c) バイオマス依存率 <b>60%</b> 以上  $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3 \dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A: バイオマス利用量 (N m<sup>3</sup>/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3...の総和  B: バイオマス低位発熱量 (MJ/N m<sup>3</sup> 又は MJ/kg)  C: 非バイオマス利用量 (N m<sup>3</sup>/h 又は kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3...の総和  D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m<sup>3</sup> 又は MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。  ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。  ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。  ※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。  ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律を留意すること。</p>

	<p>d)メタン発酵方式の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ガス製造量：100 Nm<sup>3</sup>/日 以上</li><li>・低位発熱量：18.84 MJ/Nm<sup>3</sup> (4,500kcal/Nm<sup>3</sup>) 以上</li></ul> <p>メタン発酵方式以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・製造量：固形化 150kg/日 以上 液化 100kg/日 以上 ガス化 450Nm<sup>3</sup>/日 以上</li><li>・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 ガス化 4.19 MJ/Nm<sup>3</sup> (1,000kcal/Nm<sup>3</sup>) 以上</li></ul>
--	---

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

< 交付規程様式 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業 >

- 様式第1 交付申請書 (第5条関係)
  - 別紙1 実施計画書
  - 別紙2 経費内訳
- 様式第2 変更交付申請書 (第6条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第8条関係)
- 様式第6 中止(廃止)承認申請書 (第8条関係)
- 様式第7 遅延報告書 (第8条関係)
- 様式第8 遂行状況報告書 (第8条関係)
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第8条関係)
- 様式第10 取得財産等管理台帳 (第8条関係)
- 様式第11 完了実績報告書 (第11条関係)
  - 別紙1 実施報告書
  - 別紙2 経費所要額精算調書
- 様式第12 年度終了実績報告書 (第11条関係)
- 様式第13 交付額確定通知書 (第12条関係)
- 様式第14 精算(概算)払請求書 (第13条関係)
- 様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書 (第15条関係)
- 様式第16 事業報告書 (第16条関係)

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
交付申請書

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費  
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日  
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 その他参考資料
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。



熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
実施計画書

事業名					
事業実施の団体名及び代表者	団体名 (代表事業者)				
	役職名		代表者名		
事業実施の担当者	事業実施の責任者				
	氏名	部署・役職名		所在地	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	部署・役職名		所在地	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施の責任者			
		氏名	部署・役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の目的・概要>					
【目的・概要】					
<事業の内容>					
【導入設備等】					
【補助対象設備による電力の用途】					

<事業の効果>
【CO2削減効果】
【CO2削減効果の算定根拠】
【CO2削減コスト・算定根拠】
<事業の実施体制>
<資金計画>
<補助対象設備・工事等の発注先>
① 補助事業者自身                                      ② ①以外
<事業実施に関連する事項>
【他の補助金との関係】 ※他の国の補助金等（FITやFIP制度を含む。）への応募状況等を記入すること。
【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】 ※補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入すること。
【設備の運営管理・保守計画】
<事業実施スケジュール>

注1 記入欄が少ない場合は、別に資料を添付すること。

熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (千円未満切捨て)
	円	円	円	円
補助対象経費の内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
(記載例)				
工事費	〇〇〇			
本工事費	〇〇〇			
材料費	〇〇〇			
設備費	〇〇〇			
設備費	〇〇〇			
業務費	〇〇〇			
業務費	〇〇〇			
小計	〇〇			
合 計	円			

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会

代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）を下記のとおり変更したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由  
(注) 具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

識別番号	
------	--

第 号

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。  
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付要綱（令和2年4月1日付け環地温発第20040144号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）実施要領（令和2年4月1日付け環地温発第20040145号）及び交付規程に従わなければならない。

- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の協会に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号	
第	号

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 （民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）  
 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
 変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。
 

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付要綱（令和2年4月1日付け環地温発第20040144号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）実施要領（令和2年4月1日付け環地温発第20040145号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 補助事業者がP0ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の協会に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1） 責任者の所属部署・職・氏名
- （2） 担当者の所属部署・職・氏名
- （3） 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）



識別番号	
第	号
年	月
	日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

#### 記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
  - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

識別番号	
第	号
年	月
	日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。  
2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に( )書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）の遅延について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

識別番号	
第	号
年	月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）の遂行状況について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。交付規程第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会

代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付規程第12条第1項による額の確定額）  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 （民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）  
 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
 取得財産等管理台帳（令和5年度）

財産名 （備品等名）	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得年月 日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会

代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（ 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況  
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績  
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付資料  
(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）  
(2) 写真（工程等が分かるもの）  
(3) その他参考資料（領収書等含む。）

- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。



熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
実施報告書

事業名					
事業実施の団体名及び代表者	団体名（代表事業者）				
	役職名		代表者名		
事業実施の担当者	事業実施の責任者				
	氏名	部署・役職名		所在地	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	部署・役職名		所在地	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施の責任者			
		氏名	部署・役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の概要>					
【概要】					
<事業の効果>					
【CO2削減効果】					
【CO2削減効果の算定根拠】 別添のとおり					
【CO2削減コスト・算定根拠】					

<事業の実施体制>、<資金計画>、<事業実施に関連する事項>
<事業実施スケジュール>

熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
経費所要額精算調書

## 1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (千円未満切捨て)	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)－(8)
円	円	円	円	円

## 2. 補助対象経費の内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例)		
工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	
設備費	〇〇〇	
設備費	〇〇〇	
業務費	〇〇〇	
業務費	〇〇〇	
小計	〇〇	
合計	円	

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）の令和5年度における実績について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（ 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

- 2 補助事業の実施状況

\* 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

- 3 補助金の経費所要額実績  
別紙のとおり

- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職・氏名  
(2) 担当者の所属部署・職・氏名  
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

識別番号	
第	号

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代 表 理 事

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1） 責任者の所属部署・職・氏名
- （2） 担当者の所属部署・職・氏名
- （3） 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

識別番号	
------	--

第 号  
年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(2)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程(以下「交付規程」という。)第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1） 責任者の所属部署・職・氏名

（2） 担当者の所属部署・職・氏名

（3） 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。



識別番号	
第	号
年	月
	日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要
  - (1) 補助事業の名称
  - (2) 補助事業の概要
  - (3) 翌年度における補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性
3. 参考資料
4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）  
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち  
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  
○年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素  
排出抑制対策事業費等補助金（熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業）について、令和  
5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強  
化促進事業）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち熱分野・寒冷地での脱炭素化  
先行モデル創出事業交付規程（以下「交付規程」という。）第16条第1項の規定に基づき下記のと  
おり報告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
  - （1）年度二酸化炭素排出削減量（実績）
  - （2）実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 様式第16は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。